

「インターネット・バンキングによる預金等の不正払戻し」等に関するアンケート結果(平成19～25年度)

(対象：正会員・準会員189行、単位：件、百万円)

1. インターネット・バンキングによる預金等の不正払戻し件数・金額について

時 期	個人顧客		法人顧客	
	件数	金額	件数	金額
平成19年度	159	124	3	1
平成20年度	58	73	0	0
平成21年度	18	16	0	0
平成22年度	35	26	1	9
平成23年度	87	132	19	103
平成24年度	105	120	1	4
平成25年度	985	1,250	36	185
平成25年 4月～6月	123	105	5	9
平成25年 7月～9月	239	271	3	3
平成25年 10月～12月	252	327	5	31
平成26年 1月～3月	371	547	23	142

2. インターネット・バンキングによる預金等の不正払戻しにかかる補償件数等について【個人顧客】

時 期	対応方針 決定済件数 (①)	うち補償件数 (②)	補償率 (②÷①)
平成20年度	57	52	91.2%
平成21年度	13	12	92.3%
平成22年度	33	33	100.0%
平成23年度	87	84	96.6%
平成24年度	100	95	95.0%
平成25年度	978	968	99.0%
平成25年 4月～6月	122	121	99.2%
平成25年 7月～9月	237	234	98.7%
平成25年 10月～12月	249	246	98.8%
平成26年 1月～3月	370	367	99.2%

(注 1) アンケート結果は、自行のお客さま(預金者)からの申出があり、当該口座を確認したところ、本人の意思によらずに、当該口座の預金が不正に移動された等、本人以外による預金等の不正な払戻しが発生しており、資金移動後、振込資金がすでに引出されるなど被害者に返還できない件数・金額を計上(配偶者や親族等による払戻しを除く)。

(注 2) 「時期」とは当該事案について、預金等の払戻しが発生した時期。

(注 3) 「件数」は、原則として預金名義人単位。「2.」の「対応方針決定済件数」は、「1.」の「件数」の内訳。

(注 4) 「2.」は、個人のお客様に係る件数等。

「インターネット・バンキングによる預金等の不正払戻し」等に関するアンケート結果(平成26年度～)

(対象：正会員・準会員・特例会員190行、単位：件、百万円)

1. インターネット・バンキングによる預金等の不正払戻し件数・金額について

時期	個人顧客		法人顧客	
	件数	金額	件数	金額
平成26年度	1,095	1,227	121	462
平成26年4月～6月	438	445	91	233
平成26年7月～9月	266	201	23	210
平成26年10月～12月	211	257	5	10
平成27年1月～3月	180	323	2	9
平成27年度	1,222	1,262	68	536
平成27年4月～6月	306	404	10	65
平成27年7月～9月	277	218	33	366
平成27年10月～12月	175	173	19	73
平成28年1月～3月	464	467	6	31
平成28年度	331	372	29	92
平成28年4月～6月	234	220	23	30
平成28年7月～9月	97	152	6	62
平成28年10月～12月				
平成29年1月～3月				

2. インターネット・バンキングによる預金等の不正払戻しにかかる補償件数等について【個人顧客】

時期	対応方針 決定済件数 (①)	うち補償件数 (②)	補償率 (②÷①)
平成26年度	1,051	991	94.3%
平成26年4月～6月	423	390	92.2%
平成26年7月～9月	256	248	96.9%
平成26年10月～12月	201	193	96.0%
平成27年1月～3月	171	160	93.6%
平成27年度	1,104	1,085	98.3%
平成27年4月～6月	276	266	96.4%
平成27年7月～9月	253	249	98.4%
平成27年10月～12月	160	160	100.0%
平成28年1月～3月	414	410	99.0%
平成28年度	249	232	93.2%
平成28年4月～6月	211	196	92.9%
平成28年7月～9月	38	36	94.7%
平成28年10月～12月			
平成29年1月～3月			

(注 1) アンケート結果は、自行のお客さま(預金者)からの申出があり、当該口座を確認したところ、本人の意思によらずに、当該口座の預金が不正に移動された等、本人以外による預金等の不正な払戻しが発生しており、資金移動後、振込資金がすでに引出されるなど被害者に返還できない件数・金額を計上(配偶者や親族等による払戻しを除く)。

(注 2) 「時期」とは、当該事案について、預金等の払戻しが発生した時期。

(注 3) 「件数」は、原則として預金名義人単位。「2.」の「対応方針決定済件数」は、「1.」の「件数」の内訳。

(注 4) 「2.」は、個人のお客さまに係る件数等。

(注 5) 平成26年度以降の計数から、特例会員の計数を含めて集計している。

以 上